

---

## 第6章

### 計画の実施と評価

---



## 第1節 障害のある人の地域生活支援の仕組み

---

平成28年10月、新たな地域福祉・障害のある人の福祉の拠点として、東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設し、主に身体障害のある人・知的障害のある人の地域生活支援の役割を担う場となっています。また、従前から、地域生活支援センターウエルカムでは、主に精神障害のある人の地域生活支援を担っています。

令和2年度から整備を開始した「地域生活支援拠点 ういずねっとi」では、総合福祉センターは〜とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域の様々な社会資源を活用して、面的な整備を進めて、①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの機能の充実を図っていきます。

また、令和元年から発足した「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」で精神障害のある人の地域生活支援の仕組みを検討していきます。「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の設置についても引き続き検討を進め、障害のある児童の支援体制の強化に努めていきます。

また、地域自立支援協議会や上記の仕組み・会議体等を通して、福祉・保健・医療・教育・企業などの関係機関、サービス事業者、福祉活動を行う地域の団体、NPO などとの連携・協力を進めて、地域全体で障害のある人の生活を支える体制の構築を目指します。

## 第2節 計画の評価と進行管理

---

計画に沿った施策の推進を図るために、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の「PDCAサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、令和6年度からの次期計画である第3次障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)の策定に適切に反映していくこととします。

図 6-1

## 障害のある人の地域生活支援システムのイメージ



市・総合福祉センターはは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと位置づけて、地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携して、障害のある人の地域生活を支える地域生活支援拠点「ういずねっとi」を運営します。障害福祉サービス事業所等がういずねっとiの機能を様々な形で担うとともに、地域の福祉・保健・医療などの関係機関や地域住民と連携しながら、障害のある人が地域で生き生きとした生活が続けられるよう支援します。

また、精神障害や医療的ケア等の個別の課題に対応するためのネットワーク構築についても検討していきます。

---

# 資料

---



# 東大和市地域福祉審議会

---

## (1) 設置条例

東大和市地域福祉審議会条例

平成7年12月26日

条例第34号

(設置)

第1条 東大和市における地域福祉の推進を図るため、東大和市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 地域福祉計画(地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画をいう。)に関する事。

(2) 障害者計画(障害者の状況等を踏まえて策定される障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)及び障害福祉計画(障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害福祉サービス等に係る業務の円滑な実施に関する計画をいう。)に関する事。

(3) 健康増進計画(健康増進の推進に関する施策、食育の推進に関する施策及び母子保健に関する施策を総合的に推進するための計画をいう。)に関する事。

(4) 地域福祉の施策の充実及び推進に関する事。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 保健医療関係者 4人以内

(3) 福祉等関係者 9人以内

(4) 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年12月31日までとする。

附 則(平成27年3月4日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。



## (2) 第九次地域福祉審議会委員名簿

(任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日)

順不同、敬称略

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	◎和 秀俊	田園調布学園大学	
	宮本 浩史	恩賜財団東京都同胞援護会	障害者部会長
	大羽 敬子	東大和市商工会	
保健医療関係機関	○辻 亮作	東大和市医師会	
	齊藤 寛	東大和市歯科医師会	
	野中 明人	東大和市薬剤師会	
	早田 紀子	東京都多摩立川保健所	
福祉等関係機関	小林 美智子	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年11月30日まで
	神原 久	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日から
	吉田 彰	東大和市シニアクラブ連合会	
	千坂 真樹	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会	
	井上 貴義	東大和市共同作業所連絡会	障害者部会
	水谷 雅弘	東大和障害福祉ネットワーク	障害者部会
	折原 義和	東大和市私立保育園園長会	
	若松 眞由美	ボランティア会	障害者部会
	中澤 正至	東大和市社会福祉協議会	
	獅子野 秀美	都立東大和療育センター	障害者部会
公募市民	外池 武嗣		障害者部会
	野口 文雄		
	山本 則文		
	水落 宏		

◎：会長、○：副会長

## 審議経過

### (1) 地域福祉審議会 全体会

区分	日程・会場	主な審議内容
平成 31 年度 第 2 回	令和 2 年 2 月 10 日 (月) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 6 次地域福祉計画等福祉 5 計画進捗状況報告について アンケート調査(調査票と概要)</li><li>・ 平成 30 年度の実施状況報告について</li><li>・ 答申(案)について</li></ul>
令和 2 年度	令和 2 年 8 月 14 日 (金) ~31 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 6 次地域福祉計画等福祉 5 計画策定に係る資料 (骨子案) の送付</li></ul>
第 1 回	令和 2 年 11 月 17 日 (火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 6 次地域福祉計画等福祉 5 計画(中間案)について</li><li>・ 令和 2 年度地域福祉審議会の予定について</li></ul>
第 2 回	令和 3 年 2 月 19 日 (金) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 6 次地域福祉計画等福祉 4 計画 (案) について</li><li>・ 平成 31 年度の実施状況報告について</li><li>・ 答申 (案) について</li></ul>

## (2) 地域福祉審議会 障害者部会

区分	日程・会場	主な審議内容
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 11 月 12 日 (火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和市障害者総合プラン実施状況報告書について</li> <li>・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン策定のための事前調査について</li> <li>・ 「障害福祉計画・障害児福祉計画」に関する国の動向について</li> </ul>
第 2 回	令和 2 年 2 月 20 日 (木) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次東大和市障害者計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査速報値について</li> <li>・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて</li> <li>・ 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について</li> </ul>
令和 2 年度 第 1 回	令和 2 年 7 月 14 日 (火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について</li> <li>・ 計画の理念及び目標について</li> <li>・ 計画の構成 (案) について</li> <li>・ 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について</li> </ul>
第 2 回	令和 2 年 10 月 21 日 (水) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和市障害者総合プラン平成 31 年度実施状況について</li> <li>・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン中間案について</li> </ul>
第 3 回	令和 3 年 1 月 21 日 (木) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次東大和市障害者総合プランについて</li> </ul>

## (3) パブリックコメント

募集期間	計画 (案) 閲覧方法	意見
令和 2 年 12 月 4 日 (金) ~ 令和 3 年 1 月 4 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市報 12 月 1 日号に掲載</li> <li>・ 東大和市公式ホームページに掲載</li> <li>・ 市役所 (障害福祉課)、公民館、市民センター、総合福祉センターは～とふるにおいて計画案の閲覧</li> </ul>	53 件

#### (4) 市民説明会

区分	日程・会場	内 容	参加者
第1回	令和2年12月19日(土) 東大和市役所会議棟	・各計画(案)の説明 ・質疑応答 ・その他連絡事項等	3人
第2回	令和2年12月21日(月) 東大和市役所会議棟		9人

#### (5) 地域自立支援協議会

日程・会場	内 容	意見
令和2年12月17日(木) 東大和市総合福祉センターは〜とふる	・第2次東大和市障害者総合プランについて	7件

#### (6) 答申

日程	内 容
令和3年3月23日(火)	・地域福祉計画について ・障害者計画及び障害福祉計画について ・健康増進計画について ・地域福祉の施策の充実及び推進に関すること ・その他市長が必要と認める事項 「東大和市自殺対策計画」について

## 用語解説

---

### あ行

#### 愛の手帳

東京都において知的障害のある人に交付される手帳のこと。障害の程度により 1 度から 4 度の区分で交付される。

#### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、可能な限り本人が自ら意思決定ができるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選考の推定をし、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者が行う支援の行為及び仕組みをいう。

#### 医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童のこと。

#### インクルーシブ

「包み込むような」「包摂的な」との意味。「あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という理念を表す。

### か行

#### 基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村に設置する機関のこと。

#### 共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう平成 30 年度から創設されたサービスのこと。

#### グループホーム

障害者総合支援法で障害福祉サービスと定められた共同生活援助のこと。障害のある人が小規模の住居で共同生活を行い、世話人等の支援員が日常生活上の介護や支援を行う。

#### 高次脳機能障害

病気や事故などが原因で脳の損傷を受けたため、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知機能に障害が起きた状態をいう。

## 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。障害者差別解消法や障害者雇用促進法で、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられた。

## さ行

### 社会的障壁

障害者差別解消法で、「障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義され、社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされなければならないと規定されている。

### 障害者活躍推進計画

令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において、障害のある職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施するために、作成し公表することとされた計画。

### 障害者週間

障害者基本法の規定により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた週間。12月3日から12月9日までの1週間とされている。

### 情報アクセシビリティ

アクセシビリティ(Accessibility)は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害のある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

### 自立支援医療

障害者総合支援法の規定により、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の種別がある。

### 身体障害

身体障害者福祉法に基づく、心身上の障害(視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害)のこと。

### 身体障害者補助犬

身体障害のある人の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。視覚障害のある人のための盲導犬、聴覚障害のある人のための聴導犬、肢体不自由のある人のための介助犬がある。

### 精神障害

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有すること。

## 成年後見制度

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、本人を支援する人として成年後見人を選任する制度のこと。

## た行

### 地域共生社会

地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会にすること。

### 地域自立支援協議会

障害のある人が地域で自立した生活をしていくための支援体制が整備されるよう、関係機関のネットワーク構築や社会資源の開発・改善などについて協議する組織。障害者総合支援法により、市町村及び都道府県に設置することが求められている。

### 地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で効果的・効率的に実施するものとして、障害者総合支援法の規定により市町村または都道府県が実施主体となって行う事業のこと。

### 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための機能を整備して、様々な関係機関が連携して、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みのこと。

### 地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

### 地域移行

長年にわたって障害者支援施設に入所したり、精神科病院に入院している人が、自ら選んだ場所で安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

### 知的障害

知的機能の障害が発達期(18歳未満)に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当するもの。

## デイジー方式

Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。

## 特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。対象となるのは、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

## 特別支援学校

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

## 特別支援教室

通常の学級に在籍したまま、個々の児童・生徒に適した特別の指導を受けることができる場を「特別支援教室」という。

## な行

### 難病

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもの。経過が慢性にわたり、単に経済的な負担のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布された。

## は行

### 発達障害

発達障害者支援法に基づき、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

### バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。



## 避難行動要支援者登録制度

地震等の災害時に避難のための支援が必要な人(避難行動要支援者)を、地域の共助により支援する仕組みをつくるために、あらかじめ避難行動要支援者名簿に登録する制度。登録情報は、地域(民生委員、自治会等)、関係機関(警察署、消防署、社会福祉協議会等)に提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動が速やかにできるような体制を整備する。

## 福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

## 副籍交流

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

## ヘルプカード

障害のある人など手助けを必要とする人が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードのこと。

## や行

### ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。



## 第2次東大和市障害者総合プラン

---

令和3年3月

発行／東大和市

編集／東京都 東大和市 福祉部障害福祉課

〒207-8585 東京都東大和市中心3-930

TEL(042)563-2111

FAX(042)563-5928

---





